

申請受付開始

障害福祉サービス事業者向け補助金

障害福祉サービス事業者向けの新たな補助金の申請受付を開始します。各補助金についての詳細は区HPをご覧ください。

障害者向け訪問系サービス事業所支援補助金

在宅障害者を支えるヘルパー不足に対応するため、区内で居宅介護、重度訪問介護事業所を運営する法人に対して、ヘルパーをサポートする未経験者などの人件費および資格取得費を補助します。

申請期間 4月1日(火)～12月26日(金)

補助上限 1法人当たり上限3人

【人件費】 1人当たり時給上限1,700円、年額上限204,000円、対象者の人件費の15% (上限 ※法定福利費事業者負担分)

【資格取得費】 1人当たり上限83,000円

☎ 障害者施策課施設策推進係

☎03-3647-4749 ☎03-3699-0329



地域移行に関する相談連携支援補助金

障害者支援施設や精神科病院などからの障害者の地域移行を支援するため、相談支援事業者に対して地域移行に関する報酬算定外業務の経費を補助します。

申請期間 4月1日(火)～12月26日(金)

補助額 利用者1人当たり月12,000円 (上限4か月分)

☎ 障害者施策課施設策推進係

☎03-3647-4749

☎03-3699-0329



臨海部放課後等デイサービス事業所整備促進補助金

臨海部に放課後等デイサービス事業所を新規開設する事業所に対して、最大3年間の事業所賃借料を補助します。

補助額 賃借料の1/3、年間上限200万円
☎ 障害者施策課施設整備担当

☎03-3647-9716

☎03-3699-0329



難病療養相談・難病訪問リハビリ相談は、お住まいの地域を担当する保健相談所へ

保健相談所で難病療養相談・難病訪問リハビリ相談を行っています。神経内科の専門医と理学療法士が個別相談に応じます。

※難病療養相談の日程は区報毎月21日号に掲載しています

※難病訪問リハビリ相談の日程は各保健相談所へお問い合わせください

☎ お住まいの地域を担当する保健相談所

城東保健相談所 ☎03-3637-6521 ☎03-3637-6651

深川保健相談所 ☎03-3641-1181 ☎03-3641-5557

深川南部保健相談所 ☎03-5632-2291 ☎03-5632-2295

城東南部保健相談所 ☎03-5606-5001 ☎03-5606-5006

【相談事例】

- 「歩き方がおかしい」「転びやすい」「手が震える」などの症状がある
- 難病と診断されているが、生活や療養の仕方が知りたい
- 病気や薬のことを知りたい
- 家でできるリハビリの方法を知りたい



国民健康保険の届け出

就職・退職したときは忘れずに

就職や扶養認定で職場の健康保険(健康保険組合や協会けんぽなど)に加入したときは、国民健康保険をやめる届け出が必要です。勤め先の会社が届け出を代行することはありませんのでご注意ください。

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入していない方は、国民健康保険に加入する必要があります。次に該当する方は加入対象となります。

- 事業所を退職した後、他の健康保険に加入していない
- 他の健康保険の被扶養者となっていないパートタイマー・アルバイトの方で、その会社の健康保険に加入していない
- 個人経営の事業主とそこにお勤めの方で、他の健康保険に加入していない

届け出は14日以内にしてください。加入の届け出が遅れると、期間をさかのぼって保険料を支払うことになります。また、やめる届け出が遅れ、国民健康保険の資格がなくなったのに国民健康保険の資格で医療機関などを受診してしまうと、医療費を後で返還してもらうことになりますのでご注意ください。

マイナンバーを利用したマイナポータルの「ぴったりサービス」を通じて、国民健康保険加入・脱退等の手続きができます。電子申請ができない場合は窓口での手続きや郵送による届け出も受け付けます。詳細は各HPをご覧ください。

【ぴったりサービスからの届け出はこちら】



▲区HP(国民健康保険電子申請)

【国保加入・脱退手続きはこちら】



▲区HP(国民健康保険)

☎ 医療保険課資格賦課係 ☎03-3647-3167 ☎03-3647-8443

国民健康保険 人間ドック受診費の一部を助成

特定健康診査の代わりに人間ドックを受診した場合、受診費用の一部を助成します。

令和7年度受診分の申請受付開始

☎ 40～74歳の江東区国民健康保険被保険者

【助成額】 4月～令和8年3月に受診した人間ドック受診費用のうち、上限8,000円

※受診日の属する年度で1回の助成

【助成要件】

- 受診する年度で40歳以上であり、人間ドック受診日時時点で74歳以下
- 受診した年度内に特定健康診査を受診しない(していない)
- 申請日までに、納期の到来している保険料を完納している
- 指定する検査項目の結果の提出がある
- 受診結果が特定保健指導の対象になった場合、指導を受けることに同意する

【申請に必要な物】 ①受診結果(質問票含む) ②領収書 ③印鑑(朱肉を使うもの) ④通帳など振込先のわかるもの ※郵送申請の場合①②のコピーと申請書等

【申請期限】 令和8年4月30日(木)(必着)

【申請方法】 区HPなどで助成要件を確認のうえ、区HP・医療保険課(区役所2階6番)にある申請書等に必要事項を記入し、〒135-8383区役所医療保険課医療保健係へ簡易書留で郵送または窓口で

※出張所、水曜夜間、日曜窓口では受け付けていません

令和6年度受診分の申請受付終了間近 4月30日(水)(必着)

令和6年度受診分の申請期限が間近です。要件に該当し未申請の方は、4月中に申請してください。

【申請期限】 4月30日(水)(必着)

※受診結果が5月に届くなど、必要書類が提出期限までに間に合わない場合は事前にお問い合わせください

※令和6年度分と令和7年度分とは、使用する質問票の様式が異なります。区HPから入手する際はご注意ください

☎ 医療保険課医療保健係 ☎03-3647-8516 ☎03-3647-8443

